

「軽石被害への対応」

～災害査定立会などの取組～

沖縄総合事務局財務部は、令和3年8月に発生した海底火山「福德岡ノ場」の噴火による軽石の影響等に対して、災害査定に立ち会う等の災害対応を行いました。



災害査定立会

軽石が、港湾施設や漁港施設内の海面を埋め尽くして、フェリーの運航停止や漁船が出航できないなど、施設機能を喪失した状態となっていたため、施設管理者（地方公共団体等）から主務省（国土交通省、水産庁）に対して、災害復旧補助事業の申請がなされました。

沖縄総合事務局財務部は、災害復旧補助事業費の決定に当たって、財政を主管する財務省の立場から、主務省の災害査定官が行う査定に立ち会うこととされているため、令和3年12月に辺土名漁港など漁港施設6箇所、令和4年1月に那覇港など港湾施設15箇所について、査定官の災害現地での査定に立会し、被災が確認された箇所は、事業費の決定に同意しました。



回収済みの軽石を計測



現場状況を踏まえ三者で検討

軽石の漂着を原因とする災害査定は前例がなく、軽石は絶えず海面を漂流しており、風向きや潮の満ち引きにより、数量も変動することから、除去する範囲と数量の確定に関して三者（主務省の災害査定官、申請者及び立会官）での合意形成には検討を要しました。

「災害復旧補助事業」とは、地震や台風、豪雨等の自然災害により、道路や河川等の公共施設や農業用施設等が被災したときは、被災した公共施設等の管理者（地方公共団体等）がその復旧を行うこととなりますが、一定の要件の下、国がその経費の一部を負担又は補助する制度です。

国有地の無償貸付

また、当部は、令和3年10月、沖縄県及び未利用国有地等が所在する市町村に対し、軽石被害において使用可能な国有財産リストを提供しました。その結果、沖縄県から、漂着した軽石の回収にかかる仮置場として利用したい旨の要望があったことから、令和4年1月4日から国有地を無償貸付けしました。



海岸に隣接した無償貸付中の国有地（糸満市）

当部は、今後も、災害による被害に対して、迅速かつ適切な対応を心がけながら、財政及び国有財産等の業務を実施していきます。

お問合せ先

財務部 財務課（地域連携担当）

☎ 098-866-0091